

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和3年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和3年 月 日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四議第 号			公開	非公開理由		
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)	四万十市情報公開条例第9条に該当 ()		
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和3年12月17日(金)		
				会議時間	13時00分～13時55分		
出席委員	委員長 松浦 伸			委員 西尾 祐佐			
	副委員長 寺尾 真吾						
	委員 宮崎 努						
	委員 川村 一朗						
	委員 安岡 明			欠席委員			
	委員 垣内 孝文						
その他	議長 小出 徳彦						
執行部出席者	財政課長 田能 浩二						
	" 補佐 塚谷 文						
	総務課長 岡本 寿明						
	" 補佐 武内 俊治						
	" 行政管理係長 宮崎 史						
事務局	事務局長 西澤 和史						
	事務局長補佐 桑原 由香						
記 録							
<p>令和3年12月定例会において、本委員会に付託を受けた議案4件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会

●まず、付託を受けた第 11 号議案「四万十市行政財産の目的外使用に関する条例」について審査を行った。

【説明：田能財政課長】

行政財産については、本来、その用途、目的に沿って使用するものだが、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定により行政財産はその用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができることとされている。また同法第 225 条の規定により、その際使用料を徴収することができることとされている。同法第 228 条で使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないと規定されている。しかし、本市ではこれまで公園、道路、河川、港湾、漁港施設等、それぞれ個別に条例を定めている施設を除いて、条例を定めていなかった。そのため例えば、「四万十市道路及び附属物占用条例」の使用料の規定を準用するなどして運用により任意の雑入として徴収してきた経過がある。また、これまで条例がないので明確な基準を定めていないことから各課の徴収の取り扱いが異なっている状況がみられた。そのため、今回使用料としての徴収に改めるとともに行政財産を管理する各課の統一的な取り扱いを図るため条例を制定するもの。

使用料の算定については、これまでの運用状況、県下各市の算定基準を参考に定めており、土地の使用料については、土地の価格に 100 分の 4 の率を乗じて得た額を年額とし、建物の使用料については、建物の使用面積の価格に 100 分の 7 の率を乗じて得た額を年額としている。その他、光熱水費等、実費相当を加算して徴収することができる規定を置くとともに、公共団体や公共的団体に使用させる場合については、減免することができる規定を設けている。施行期日は令和 4 年 4 月 1 日。

【質疑：宮崎委員】

使用に関しては単年度か。

【答弁：田能財政課長】

使用期間については、基本的には単年度での許可。ただ、長期に許可した方が都合の良い場合は、3 年程度の期間を設けているものもある。原則は短期の許可。

【質疑：宮崎委員】

1 階のお弁当の販売。市職員の福利厚生としてということだったが、こういうものを定めるとなると、きちんとした契約、減免ということになるかと思うがどういう解釈か。

【答弁：田能財政課長】

広く言えばその範疇には入るかもしれないが、期間というよりほんの短時間なので、これを使用許可という区分でやるのはいかがなものか。一時使用的なものとして扱うべきと思っているので、この条例には該当しないものと思っている。

【質疑：宮崎委員】

では、何を根拠にやっているのか。明確にした方が良いと思う。

【答弁：田能財政課長】

本庁舎の使用に関しては、基本的には「四万十市庁舎等の使用に関する条例」の運用のなかでやっていると思うが、ご意見は総務課に伝える。

【質疑：西尾委員】

なぜこのタイミングで条例を定めるのか。また、100分の4と100分の7という率に、根拠はあるのか。

【答弁：田能財政課長】

本来であれば、かなり以前からこの条例を定めていなければならなかった。監査からも指摘をいただいていたが、これまで運用として取り扱ってきたことについては反省すべき点である。

使用料の率に関しては、国の基準に準拠している。国の基準も若干変化しているが、この基準に準拠して県内各市が、採用している。

【質疑：松浦委員長】

休廃校舎も含まれるのか。

【答弁：田能財政課長】

すでに設置条例を廃止しているものは普通財産。休校については、この条例の適用を受ける。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第12号議案「四万十市公共用財産管理条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：田能財政課長】

地方分権一括法の施行に伴い改正された、国有財産特別措置法により、公有財産であった法定外公共物が平成17年度までに市町村に無償で譲渡されている。法定外公共物は、道路、河川、小沼、ため池、水路等のうち、道路法や河川法等の適用がされない、さと道や水路、いわゆる赤道や青線と言われるものが主なもの。国から市町村に無償譲渡された際に、法定外公共物の目的外使用に関する条例を全国の各市町村が制定している。その際、本市においては、本来、法定外公共物の目的外使用の条例として制定すべきところを公共用財産全般まで目的、対象を広げて制定していた。第11号議案の「四万十市行政財産の目的外使用に関する条例」を今回制定するので、本条例を従来の公有、公共用財産全般まで広げた条例で置いておくと、両方の条例が混在するということになるため、条例の名称、目的を本来の法定外公共物に限定したものに改めるもの。条例の名称、各条項に記載の公共用財産という名前を法定外公共物に改めるとともに第11条の使用料と第19条の過料の記載を「四万十市行政財産の目的外使用に関する条例」との整合を図る上でも、記載を改めるもの。施行期日は令和4年4月1日。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第13号議案「四万十市行政組織条例及び四万十市職員定数条例の一部を改正する条例」の審査を行った。

【説明：岡本総務課長】

来年度の行政組織の再編については1点目は、収納対策課と税務課を統合し、税務課とする。2点目に現在は、選挙管理委員会の事務を市長部局の総務課で行っているが、総務課から分離、再編する。3点目は、西土佐総合支所の保健課について、来年度、本庁の各課の分室として再編する。

第1条は、負担の公平性の確保や財政基盤の強化を目的に、未収債権の縮減を加速させるため、主債権について統一的な指導を行うよう平成28年度に収納部門に特化した収納対策課を新設し取り組んでいた。その後、債券管理マニュアルの整備等、統一的な取り扱いが行えるようになったことから来年度は統合するもの。

第2条は、選挙事務について、より専門的、効果的に業務を遂行することを目的に選挙管理委員会を市長部局である総務課から分離再編するもの。現在、市長部局の職員が262名で、選挙管理委員会事務部局の職員は市長部局の職員を充てることとなっているが、総務課において選挙担当の専任職員が2名いるので、その2名について市長部局の職員数から選挙管理委員会事務部局の職員数へ振り替えるもの。

選挙事務については、先の衆議院議員選挙においても本市を含め、県内の複数の市町村で選挙ミスがあった。選挙はミスがあってはならない事務なので、組織について、しっかりとした体制で取り組んでいくもの。

【質疑：西尾委員】

選挙管理委員会は、以前は分かっていたように思うが、くっつけて、また離すということか。西土佐総合支所の課を本庁の分室にするというのは特に条例で改めるものはないのか。

【答弁：岡本総務課長】

選挙事務の組織は、平成24年までは選挙管理委員会として独立し、局長を専任、担当職員を1名置いていた。平成25年から平成27年にかけては、選挙管理委員会としては独立で、局長は総務課長が併任、局長補佐として専任職員1名、担当職員が1名であった。平成28年度からは、現在の体制。

保健課の位置付けは、総合支所の設置条例があるが、この中に総合支所に課等を置く、と規定されている。総合支所の課については、事務執行基本規程で課を位置付けており、市長決済で行っている。四万十市行政組織条例は本庁の市長部局の課について定められており、教育委員会事務部局の学校教育課や生涯学習課は定められていない。

【質疑：西尾委員】

しっかりとした体制とするためにもう一度、専任職員2名とするということによろしいか。

【答弁：岡本総務課長】

おっしゃるとおり。

現在は選挙期間中に管理することが難しい状況である。選挙はミスがなくて当たり前なので来年度からしっかりした体制にしていきたい。

【質疑：西尾委員】

保健課を分室にする目的、理由は何か。

【答弁：岡本総務課長】

まず、現在保健課は取り切っている業務と、本庁の分室になっている業務がある。子育て支援課と福祉事務所はすでに分室となっており、本庁に事務を集約している。これまでも各課でヒアリングをして進めていたが、今年度、本庁各課と保健課での調整が付き、来年度から健康推進課や高齢者支援課、環境生活課の業務は、本庁の課長がトップとなり支所と一体的に事務を行っていく。

【質疑：寺尾副委員長】

選管は時期的に事務がない時期はないのか。職員は2名ということだが、会計年度任用職員を何名くらい雇うのか。

【答弁：岡本総務課長】

選管は定例の委員会が年に4回、啓発活動、来年度は明るい選挙推進協議会の活動、次の選挙のマニュアルや説明書の作成、選挙が1年ない年でも、次の選挙の準備や投票率の向上等の課題についてしっかり取り組んでいきたい。

会計年度任用職員は期日前投票が始まるころから、6名ほど雇用している。1ヵ月前からは1名雇用している。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第14号議案「四万十市情報公開条例の一部を改正する条例」の審査を行った。

【説明：岡本総務課長】

改正理由は平成28年3月議会で改正した際、誤記があったもので、確認が不十分であった。改正内容は、情報公開条例第17条において、情報公開の請求があり、行政不服審査法に基づく審査請求が提出された場合、四万十市情報公開・個人情報保護審査会への諮問を規定しており、その旨を通知する対象者について誤記があったため改正を行うもの。

【質疑：垣内委員】

議員が請求する場合でもこの手順か。

【答弁：岡本総務課長】

議会活動として必要な場合は、議長から市長に請求していただくのが良いのではないかと。

個人的に請求する場合は情報公開条例の適用を受ける。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決した。

●次に、その他で行政視察について協議した。

— 小休 —

(協議)

— 正会 —

○2月1日の午前に西条市で移住について、2月2日の午後は大豊町で廃校舎の利活用について視察。1日の午後の日程については現在調整中。コロナの状況によっては中止もあり得る。

■委員長報告については、正副委員長に一任し、委員会を終了した。